

平成31年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号

学 校 名	福岡県立田川高等学校
課程又は 教育部門	全日制課程

83

1 本校におけるいじめ防止等のための目標

(1) 目標

人権尊重の精神を基盤に据え、職員会議や研修を適宜行い、生徒情報の共有と生徒理解に取り組み、生徒一人ひとりを大切に学校づくりに努める。

(2) 目標具現化のための方策

① 校内体制づくり

全教職員が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」という意識を持つとともに、いじめは生徒一人ひとりに関係する問題であり、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、全職員の共通認識のもと、いじめ問題対策委員会を中心として、学年、教科、部活動等が有機的に連携し、組織的に対応できる体制の充実を図る。

② 家庭との連携

より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭が組織的に連携・協働できる体制を構築し、いじめの早期発見・早期対応及び未然防止を図る。

③ 関係機関との連携

平素より関係機関と情報共有できる体制を構築し、生徒に対して必要な教育上の指導や配慮を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難であると判断される場合には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携を図る。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

(1) すべての生徒が参加・活躍できるよう授業を工夫・改善し、「わかる授業づくり」や「アクティブラーニング型授業」を展開する。

(2) 授業規律を基盤とした授業実践を行い、授業を受ける態度や姿勢、発言時の言葉遣いや内容及び他者の発言や発表時の聞き方指導を徹底する。

(3) 職場体験、大学訪問・企業訪問を含む総合的な学習時間・総合的な探究の時間の取組と人権教育等を通して、生徒に人と関わることの喜びや大切さを気付かせ、自己肯定感を育成する。

(4) 「ネットパトロール」に取り組み、いじめの未然防止に努める。

(5) PTA活動や保護者向け資料の配布等を通して、保護者との連携を強化する。また、外部からの生徒に関する連絡や情報を活用し、地域社会との連携を強化する。

(6) いじめ防止等のための職員研修を適宜実施する。

- 4月：第1回いじめ防止職員研修（学校いじめ防止基本方針）
：第1回生徒理解職員研修（配慮を要する生徒等の理解）
- 6月：第2回生徒理解職員研修（配慮を要する生徒等の理解）
- 7月：第2回いじめ防止職員研修（取組評価をもとに改善点等の点検を図る）
- 10月：第3回生徒理解職員研修（配慮を要する生徒等の理解）
- 11月：第4回生徒理解職員研修（配慮を要する生徒等の理解）
- 12月：第3回いじめ防止職員研修（取組評価をもとに改善点等の点検を図る）
2月：第5回生徒理解職員研修（配慮を要する生徒等の理解）
- 3月：第4回いじめ防止職員研修（年間反省と次年度の計画確認）

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

(1) 基本的考え方

- ① いじめは、大人が気づきにくい形で行われる。
 - ・些細な兆候であっても、いじめかもしれないとの疑いを持つ。
 - ・早い段階から複数の教員で組織的かつ的確に関わる。
 - ・事象を軽視したり見逃したりすることなく、積極的に認知する。
- ② 教員はアンテナを広く高く保つ
 - ・生徒の観察、見守りや生徒との信頼関係の構築に努める。
 - ・生徒の小さな変化や危険信号（生徒のSOS）を見逃さない。

(2) いじめの早期発見のための措置

- ① 教師の視点から ※「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を利用する。
 - ・いじめに関する職員研修会を通して、基本方針の確認、事例研究等を行う。
 - ・チェックポイントを通して、生徒の出すサインを見逃さないために点検する。
 - ・相談窓口や相談ポストの周知等、生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。
 - ・個人面談、三者面談等を通して、生徒の状況把握を行い、状況変化を見落とさない。
- ② 生徒の視点から
 - ・学校生活アンケート等を通して、いじめの有無や学校生活全般への不安等を記入する。
 - ・いじめに関するアンケートを通して、いじめに特化した具体的な事象を記入する。
 - ・相談ポストを通して、いじめの有無や学校生活全般への不安等を記入する。

4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

(1) 基本的考え方

- ① いじめに対して的確に対応するため、教職員は平素からいじめの認知と対処の在り方について理解を深める。また、いじめの認知については、「いじめ問題対策委員会」を中心として組織的な対応を行う。
- ② 心理的な影響や物理的な影響を受けても、心身の苦痛を感じにくい生徒や、周囲の影響を恐れて、いじめられていることを表出できない生徒がいることを配慮し、適切な対応を行う。
- ③ けんかやふざけ合いであっても、見えない所でいじめの被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- ④ インターネットやSNSを用いたいじめについて適切に対応する。

(2) いじめの発見・通報を受けた時の対応

- ① いじめを発見したときやいじめの通報を受けた時は、速やかにその行為を止めさる。
- ② 聞き取り等により、教職員、生徒、保護者、地域住民及びその他の関係者から情報を収集したのち、職員間での情報共有を図る。
- ③ いじめの疑いがある事案を把握した時点で、管理職から教育委員会へ電話で第一報を入れ、事実確認の結果を報告するとともに、保護者に対して説明を行う。
- ④ 所轄警察署との相談は、指導により十分な成果が困難な場合でいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合や、生命・身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合に行う。
- ⑤ 個に応じた指導・支援体制を早急に構築し、組織で対応する。

(3) いじめを受けた生徒及びその保護者への支援

- ・いじめを受けた生徒の安全を確保する。
- ・どのような事象でも、いじめを受けた生徒にも問題があるという認識は持たない。
- ・プライバシーの保護には、十分な配慮を行う。
- ・いじめを受けた生徒にとって信頼できる人と連携し、いじめを受けた生徒に寄り添い支える体制を作る。
- ・いじめを受けた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を作る。

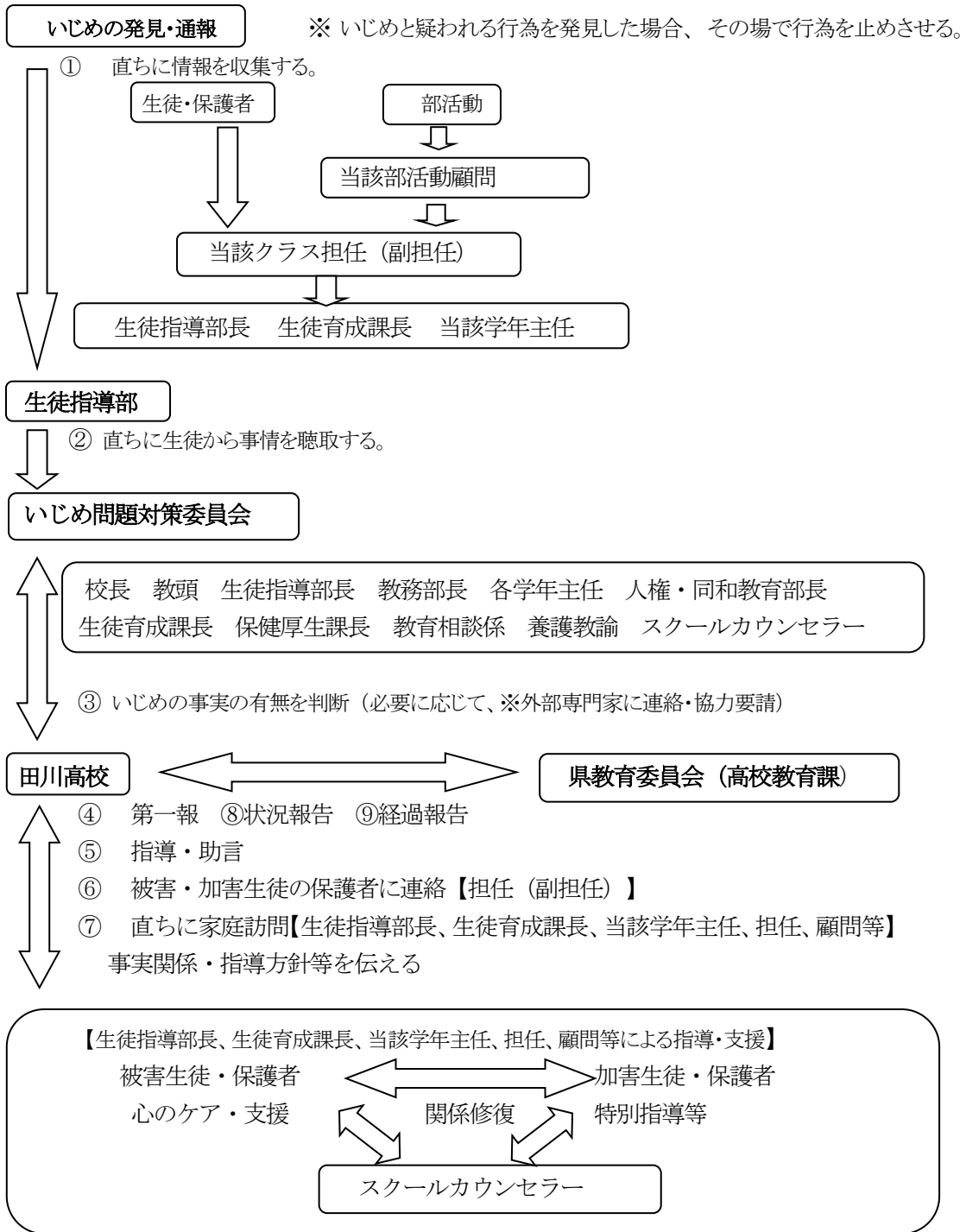
(4) いじめを行った生徒への指導又はその保護者への助言

- ・指導については、毅然とした態度で対応する。
- ・いじめを止めさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ・一方的、一面的な対応にならないように、いじめたとされる生徒からも事実関係を丁寧に聴取する。
- ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめの背景にも目を向け、生徒の安心安全、健全な人格の発達に配慮する。
- ・教育上必要があるときは、適切に懲戒を加えることもある。
- ・迅速に保護者に連絡し、保護者の理解・納得を得たうえで協力を求める。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・自分自身の問題としてとらえさせる。
- ・いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持たせる指導を行う。
- ・囃し立てたり傍観したりする行為は、いじめに荷担する行為であることを理解させる指導を行う。
- ・いじめは絶対に許されない行為であることをHR活動や学年集会、全校集会、部活動集会等で指導する。
- ・加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみでいじめが解決するものではないという認識を持ち、継続的に指導を行う。
- ・被害生徒と加害生徒や他の生徒との関係を修復する。

【いじめの発見・通報を受けたときの対応（フローチャート）】



(6) ネット上のいじめへの対応

ネット上のいじめが発生した際の緊急対応

① 書き込み内容の確認

掲示板等のURLを控え、書き込みをプリントアウトしておく。ただし、携帯電話の書き込みはプリントアウトできない場合があり、その場合デジタルカメラで撮影し、内容を保存する。

② 事業者への削除依頼

「管理者へのメール」や「お問い合わせ」（ページ下に掲載）で削除依頼する。ただし、事業者に対して生徒に削除依頼をさせたり、個人のPCからは絶対行わないこと。また、削除依頼のメールについて個人の所属・氏名などは記載しないこと。

③ 掲示板のプロバイダに削除依頼

上記②の管理者の連絡先が不明な場合や依頼しても削除されない場合は、プロバイダに依頼する。その際、削除が必要なURLや書き込みNo、削除理由が必要になる。

※削除依頼の参考文例

〔件名〕 【削除依頼】 誹謗・中傷の書き込み

〔本文〕 URL : http://

スレッド : http://

書き込みNo. :

違反内容 : (具体的な書き込みの内容を書く)

削除理由 :

上記の掲示板内に、個人を誹謗・中傷する書き込みがあり本人が大変迷惑しています。更に書き込みが行われると、犯罪に発展する可能性もあります。貴サービスの利用規約に基づき、書き込みの削除を行うようお願いいたします。

④ それでも削除されない場合

警察（生活安全課）や法務局に相談する。

※悪質で犯罪性のある書き込みは、警察の捜査が行われると、書き込んだ個人が特定され、犯罪となり検挙される場合もある。

(7) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の①と②の要件が満たされている状況である。

① いじめに係る行為が相当の期間止んでいること。なお、この相当の期間は、少なくとも3か月を目安とすること。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

③ いじめが「解消している」状態であるかどうかは、「いじめ問題対策委員会」で上記の①及び②の要件を鑑みて審議し、校長が判断する。さらに、いじめが「解消している」と判断した場合においても、再発防止のために加害生徒、被害生徒及び所属集団を継続的に注意深く観察する。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。

○「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。

○「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定の期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

※「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

(1) 重大事態の発生と調査

① 重大事態とは

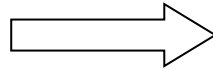
<p>1号 生命・心身又は財産に対する重大な被害例 生徒が自殺を企画 身体に重大な損傷 金品等に重大な被害 精神的疾患を発症</p>	<p>2号 相当の期間欠席を余儀なくされている疑い例 相当の期間＝年間30日を目安 一定期間連続して欠席 学校の設置者又は学校の判断 ※生徒や保護者から重大事態に至ったという申し立てがあったら重大事態として対処</p>
--	---

② 重大事態の調査

- i 重大事態が発生した場合は、教育委員会を通じて県知事に報告する。
- ii 調査結果の報告については、教育委員会を通じて県知事に報告する。
- iii 調査の主体は教育委員会が判断する
- iv 調査を行うための組織
 - ・ 当該調査の公平性・中立性の確保。
 - ・ 専門的な知識及び経験を有し、当該事案と直接の人間関係・利害関係を有しない第三者。
 - ・ 学校が調査の主体となる場合は、第22条に基づき学校に必ず置かれることとされている「いじめ防止等対策のための組織」を母体として、重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて構成する事も考えられる。

v 調査内容

- ・いつ、誰から、どのような態様
- ・背景の事情、人間関係
- ・学校や教職員の対応



可能な限り
網羅的に明確に
(客観的な事実関係)

vi いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合の留意点

- ・いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先する。
- ・状況に合わせた継続的なケアを行い、学校生活への復帰支援や学習支援を行う。

vii いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合の留意点

- ・生徒の保護者の要望や意見を十分に聴取し、今後の調査について協議する。

(2) 調査結果の提供及び報告

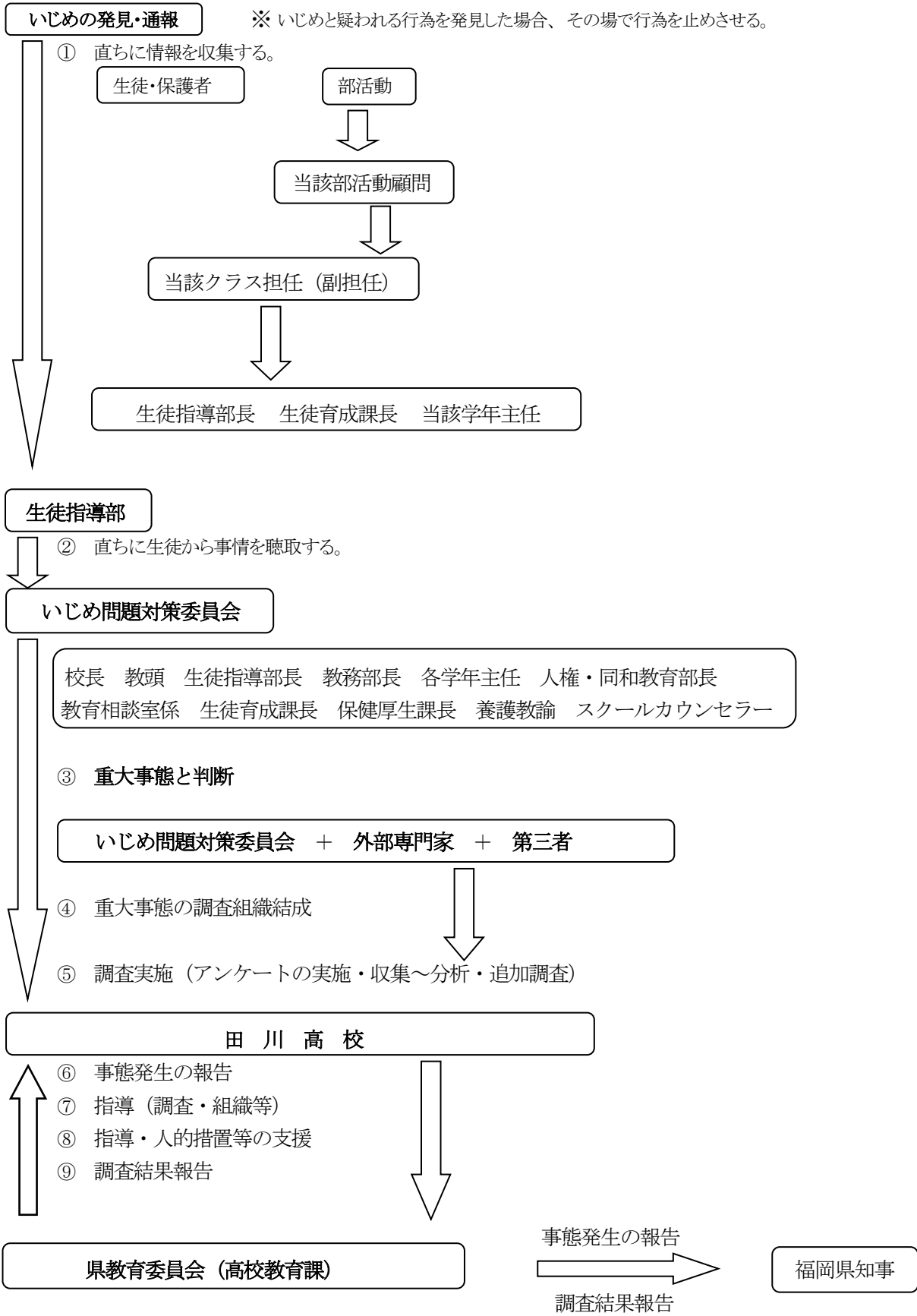
① いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

重大事態の調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時、適切な方法で、経過報告を行う。その際、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し適切に行う。

② 調査結果の報告

- ・調査結果の報告については、防止策を含め教育委員会を通じて県知事に報告する。
- ・いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて県知事に送付する。

【（重大事態が発生したときの対応 フローチャート）】



6 いじめ防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称 いじめ問題対策委員会

(2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

「いじめ問題対策委員会」の役割と機能

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となること。
- ・いじめの相談・通報の窓口となる。
- ・いじめやその疑い、問題行動等に係る情報の収集と記録及び共有を行う。
- ・いじめの疑いに対する緊急会議の開催、そこでの情報の共有、事実関係の聴取、指揮や指導体制・対応の方針決定と保護者との連携などを組織的に実施するための中核となる。
- ・いじめ問題の重要性の啓発、家庭との連携の中核となる。

(3) いじめ防止対策推進法 第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の予防に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

本校においては、重大事態発生の場合、上記法律に基づき、教育委員会と協議の上、重大事態対処のための組織を置くものとする。本校の場合、この組織については、「いじめ問題対策委員会」（第22条関係組織）を母体として編成し、重大事態の性質に応じて適切な専門家等を加えて編成するものとする。

○「重大事態対処のための組織」の役割と機能

- ・当該重大事態に係る事実関係を明らかにするための調査を行う。
- ・「事実関係を明らかにする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすること。なお、この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することに留意する。
- ・調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校が事実と向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的とする。

7 学校評価

(1) いじめの未然防止及び早期発見のための取組

- ① すべての生徒が参加・活躍できるように授業の工夫・改善を行う。
- ② 授業規律を確立し、いじめの起こらない学習環境を構築する。
- ③ 総合的な学習の時間や人権教育等はいじめ防止の視点で取り組む。
- ④ 休み時間の巡回指導や授業の様子の情報交換等を行い、いじめの兆候を見逃さない。
- ⑤ いじめに特化したアンケート、学校生活アンケート、相談ポスト、三者面談等の機会を通じて、いじめの兆候を早期に発見する。

(2) いじめの未然防止及び早期発見のための取組の達成目標

- ① アクティブ・ラーニング型の授業を通して、生徒が主体的・協働的に学習に取り組む態度が育成され、生徒が自己存在感を感じる。
- ② 生徒に望ましい授業態度が育成され、互いを尊重する学習環境が構築される。
- ③ 生徒は学習を通して、共感的人間関係が育成され、他者理解が進む。
- ④ 巡回指導や情報共有で生徒の変化に気付くことができ、早い段階から組織的に対応することができる。
- ⑤ いじめの兆候を早期に発見することにより、早い段階から組織的に対応し、いじめの深刻化を防ぐことができる。

(3) いじめの未然防止及び早期発見のための取組の評価方法

- ① 相互授業参観及び研究授業による評価
- ② 授業開始時チェックシートによる評価及び相互授業参観及び研究授業による評価
- ③ 感想文やレポート等による評価及び生徒の様相観察による評価
- ④ 学校いじめ防止基本方針の点検及び見直しのためのチェックシートによる評価
- ⑤ アンケートの集約及び分析、三者面談での情報集約及び分析による評価

(4) 学校関係者評価

- ① 学校自己評価にいじめ対策の項目をあげ、点検する。
- ② 学校関係者評価委員会にいじめ対策の取組を報告し、評価を受ける。